

## 新型コロナウイルス感染症対策のための天龍村立小中学校の対応について

(令和2年(2020年)5月8日改定)

令和2年(2020年)5月8日

天龍村教育委員会

令和2年5月5日に、新型コロナウイルス感染症長野県対策本部長である知事から、「緊急事態宣言の期間延長を受けた長野県としての対応」が決定され、この中で、県立学校においては、5月22日まで、休業の延長を決定されました。市町村立学校については、県立学校の取り扱いを参考にそれぞれの対応で構わないとされた。

飯田保健所管内では、4月9日以降、新型コロナウイルス感染症の罹患者は出ていないが、現時点では、今後の終息を見通すことは極めて困難であり、制限された状況での学校運営が想定される場所がある。

このような状況下において、天龍村教育委員会としては下記のように臨時休校の対策を継続とする。同時に子どもたちの学びを保障していくため、文科省のガイドラインを踏まえ、感染防止のための最大限の配慮を徹底しながら、臨時的登校などできる工夫を行っていくこととする。

### 1 方針

- 天龍村立の小学校及び中学校は、令和2年5月11日(月)から令和2年5月24日(日)まで臨時休校を延長する。
- 新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための臨時休校の措置ですので、人の集まる場所等への外出を避け、児童・生徒の皆さんは基本的に自宅で過ごすこととする。
- 学習プリントを配布するなど家庭学習が進むように、学習する機会の確保に努める。

### 2 臨時的登校

- 児童、生徒の命や健康を守ることを徹底しつつ、休校中の指導などを行い、子どもたちの学びへの影響を最小限に抑えるため、5月11日(月)以降の臨時休校期間にあっては、11日(月)、12日(火)、14日(木)、18日(月)、20日(水)、及び22日(金)を臨時的登校日とする。  
なお、臨時的登校日の給食は提供する。
- 家庭の意思で臨時的登校を休んでも差し支えない対応を図る。その場合は電話連絡などを行い、児童生徒のつながりを大切にする。
- 登校前に検温等健康観察を行い、熱があつたり体調が悪かつたりする場合には、登校を控えていただくこととする。
- 中学校の部活動は行わない。

### 3 休校日の受け入れについて（臨時的登校日は除く）

#### （1）小学校について

ア 受け入れ条件を満たす児童（※1）を感染防止のための措置（※2）を講じた上で受け入れる。

※1 特別な事情のある児童については学校との相談による。

※2 感染防止のための措置

- ・登校前の家庭での体温測定の実施
- ・定期的な換気等の受け入れ環境の整備
- ・マスク着用の徹底      ・手洗いの励行      ・三密の回避

イ 給食は提供しない。昼食持参とする。

ウ 受け入れ時間は始業時から下校時までとする。

#### （2）中学校について

ア 受け入れをした場合は、感染防止のための措置をとるものとする（小学校と同様）。

イ その他特別な事情のある生徒については学校との相談による。

### 4 その他

（1）臨時休校が長く続いているため、様々な不安を感じている方への対応として、学校での相談制を図り対応する。

（2）保護者・児童生徒・学校関係者ともに、県外への移動往来は極力控えていただく。やむを得ない往来が必要であった場合は、行動履歴の記録をお願いする。

### 5 問い合わせ先

#### （1）臨時休校に関すること

天龍村教育委員会事務局 教育係 係長 大平崇史 Tel32-3206

#### （2）臨時休校中の受け入れ等学校に関すること

天龍村立天龍小学校 校長 宮島 豊 Tel32-2022

天龍村立天龍中学校 校長 塩澤孝仁 Tel32-2140

この対応は、5月8日時点のものであり、今後も感染症予防対策全体を注視し、必要な対応を取っていくこととする。